

境港市議会政治倫理条例

《 逐条解説付 》

境港市議会

境港市議会政治倫理条例 目次

	ページ
第1条 目的	2
第2条 議員の責務	2
第3条 政治倫理基準	3
第4条 補助等を受けている団体の役員等への就任	4
第5条 工事請負契約等に関する遵守事項	4
第6条 除斥の議員名及び事件名の公表	5
第7条 審査の請求	6
第8条 審査会の設置	7
第9条 審査会の組織	7
第10条 審査会の会議	8
第11条 審査	9
第12条 審査結果の通知及び公表	10
第13条 議会の措置	10
第14条 守秘義務	11
第15条 条例の見直し	11
第16条 委任	11
附 則	11

(目的)

第1条 この条例は、境港市議会議員（以下「議員」という。）が、市民の代表として人格と倫理の向上に努め、その地位による影響力を不正に行使して、自己又は特定の者の利益を図り、若しくは他の者の人権を侵害することのないよう必要な事項を定めることにより、議員の政治倫理の確立を図り、市民に信頼される公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

【解説】

- ・この条例の制定目的について規定しています。
- ・境港市議会では、平成10年に「境港市議会政治倫理綱領」を制定し、政治倫理の指針としてきました。そして平成25年12月に制定した境港市議会基本条例の第8条（議員の政治倫理）を受け、具体的な今日的課題を盛り込んだ条例を制定するものです。
- ・この目的は、「議員の政治倫理の確立を図り、より市民に信頼される公正で民主的な市政の発展に寄与すること」としています。

(議員の責務)

第2条 議員は、市民の厳粛な信託を受けた代表者として、自らの行動を厳しく律し、より高い倫理観を持ち市政に携わる権能と責務を深く自覚し、その使命の達成に努めなければならない。

2 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、真摯かつ誠実に疑惑の解明に努めなければならない。

【解説】

- ・議員の責務について規定しています。
- ・市民から選挙という厳粛な信託を受けた代表者として、自らの行動を厳しく律し、より高い倫理観を持ち、二元代表制における市政運営の権限とその責務を深く自覚し、市民から信頼される公正で民主的な市政の発展に努めなければならないことを明記しています。
- ・政治倫理に反する疑惑が生じた場合にその解明に努めることを明記し、後の第11条第3項で疑惑が生じ、境港市政政治倫理審査会が開かれた場合の疑惑解明への責務を明確にしています。

(政治倫理基準)

第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準（以下「倫理基準」という。）を遵守しなければならない。

- (1) 議員の品位と名誉を損なう行為により、市民の議会に対する信頼を損ねないこと。
 - (2) 議員の地位を利用して公正を疑われるような金品を授受しないこと。
 - (3) 市及び本市行政と密接な関係のある法人（以下「市等」という。）が行う許認可等の処分若しくは行政指導又は工事請負契約、業務委託契約、物品納入契約その他の契約（以下「工事請負契約等」という。）に関し、特定のもののために不正な働きかけをしないこと。
 - (4) 市職員の採用、昇任、降任、異動その他の人事について、その地位を利用して、影響力を行使しないこと。
 - (5) 政治活動に関して、政治的又は道義的な批判を受けるおそれのある寄附を受けないものとし、議員の後援団体についても同様に取り扱わせるよう措置すること。
 - (6) 市等の職員の公正な職務遂行を妨げ、又はその権限若しくは地位による影響力を不正に行使するよう働きかけをしないこと。
 - (7) 議員は、その地位を利用して嫌がらせをし、強制し、又は圧力をかける行為をしてはならない。また、いかなる場合であっても、ハラスメント（他の者が不快に感じる言動、又は行為をいう。）その他人権侵害のおそれのある行為をしてはならない。
- 2 前項に規定する倫理基準の運用に当たっては、議員の正当な活動を制限することのないよう留意しなければならない。

【解説】

- ・ 政治倫理基準について具体的に規定しています。
- ・ 第1項では、
 - (1) 市民からの信託を受けた者として、その品位や名誉を損なう行為をしないことを規定しています。
 - (2) 議員の地位を利用して金品を受け取らないことを規定しています。
 - (3) 市や本市と密接な関係にある法人が行う許認可等の処分や公共工事ほかの請負契約、業務委託契約、物品納入契約その他の契約に関し、特定の企業、団体又は個人に有利又は不利になるような働きかけをしないことを規定しています。
 - (4) 市職員の採用、昇任、降任、異動その他の人事について特定の職員が有利又は不利になるような取扱いをするように要求しないことを規定しています。
 - (5) 政治活動に関して、政治的又は道義的な批判を受けるおそれのある寄附を受けないことを定め、議員の後援団体についても同様に取り扱わせることを規定しています。
 - (6) 市等の職員の公正な職務遂行を妨げたり、市等の職員の権限若しくは地位による影響力を不正に行使するよう働きかけをしないことを規定し

ています。

(7) その地位を利用して嫌がらせや強制をしたり、圧力をかける行為をしないこと。また、どのような場合であっても、ハラスメント（他の者が不快に感じる言動や行為）を含む人権侵害のおそれのある行為をしないことを規定しています。

（令和7年3月25日 一部改正）

- ・第2項では、前項に規定している（1）～（7）の倫理基準の運用に当たって、議員の正当な活動に制限がかからない様、その取扱いに留意することを明記しています。

（令和7年3月25日 一部改正）

（補助等を受けている団体の役員等への就任）

第4条 議員は、市等から活動及び運営に対する補助又は助成を受けている団体の長に就任しないよう努めること。

2 議員は、前項に規定する団体から報酬を受領する役員に就任し、又はその職を辞し、若しくは異動があったときは、遅滞なく議長にその旨を届け出なければならない。

3 議長は、前項の規定により提出された届出を公表するものとする。

【解説】

- ・市等から活動及び運営に対する補助又は助成を受けている団体の長に就任しないよう努めることとしています。

（令和3年12月22日 一部改正）

- ・努力目標としているのは、自治会長など公益性の高い団体への長や役員就任を妨げるものでなく、第2項でその就任、辞任、その他異動があった場合の報告義務を定め、第3項でその状況を公表することを規定しています。

(工事請負契約等に関する遵守事項)

第5条 議員は、自らが実質的に経営に関与する企業と市等との間で締結する工事請負契約等に関して、地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2の規定の趣旨を尊重し、市民に疑念を生じさせないように努めなければならない。

【解説】

- ・工事請負契約等に関する遵守事項を規定しています。
- ・地方自治法第92条の2では、「普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。」と規定されています。

(除斥の議員名及び事件名の公表)

第6条 議長は、地方自治法第117条の規定により除斥された議員及び事件名を公表するものとする。

2 前項の規定により除斥される議員は、当該議事が行われる前に議長に届け出なくてはならない。

【解説】

- ・議会における除斥について規定しています。議会における「除斥」とは、特定の議員が議案や議事内容によって「退席する」又は「退席させられる」ことを意味します。その特定の議員が議案等の内容に直接又は間接的に深く関与する場合に行われます。
- ・地方自治法第117条では、「普通地方公共団体の議会の議長及び議員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。但し、議会の同意があつたときは、会議に出席し、発言することができる。」、境港市議会委員会条例第15条では、「委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件、又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があつたときは、会議に出席し発言することができる。」となっています。これらに該当する場合に除斥された議員とその事件名（議案等）を公表することを規定しています。
- ・第2項では、第1項で定めた除斥される議員自らが事前に議長に申し出ることを義務付けています。

(審査の請求)

第7条 議員は、倫理基準に反する疑いがあると認められる議員があるときは、それを疑うに足る事実を証する資料を添えて、議員定数の5分の1以上の議員の連署をもって、その代表者（以下「議員による審査請求代表者」という。）から書面で議長に対して審査を請求することができる。

2 議員の選挙権を有する者（以下「有権者」という。）は、倫理基準に反する疑いがあると認められる議員があるときは、それを疑うに足る事実を証する資料を添えて、有権者100人以上の者の連署をもって、その代表者（以下「市民による審査請求代表者」という。）から書面で議長に対して審査を請求することができる。

3 前項に規定する有権者とは、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録された者とする。

4 議長は、市民による審査請求代表者から第2項の規定による書面の提出があったときは、直ちに境港市選挙管理委員会に対し、署名した者が選挙人名簿に登録された者であることの確認を求めるものとする。この場合において、境港市選挙管理委員会は、署名の確認審査を行いその結果を議長に通知するものとする。

5 議長は、第1項又は第2項に規定する要件を満たしていると認めたときは当該審査請求を受理し、又は要件を満たしていないと認めたときは却下するものとして、その旨を議員による審査請求代表者又は市民による審査請求代表者に通知するものとする。

【解説】

- ・第3条第1項に規定する倫理基準に反する疑いがあった時の審査請求について規定しています。
- ・議員が審査請求する場合は、議員定数の5分の1以上の議員の連署を持って、選挙権を有する市民が審査請求する場合は、有権者100人以上の者の連署をもって請求できると規定しています。
- ・審査請求にあたっては、疑うに足る事実を証明する資料を添えることを規定しています。疑いに足る事実を証明する資料とは、客観的に判断できる書類等であって、主観的なものや恣意的なものは認められません。尚、書類等としてビデオや録音テープなども認められます。
- ・市民からの審査請求においては、公職選挙法第22条の規定により選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されているかを選挙管理委員会に確認することを規定しています。
- ・議長は、議員又は市民から審査請求が提出されたとき、請求の要件を満たす場合はそれを受理し、満たない場合は却下として、審査請求代表者にその旨を通知することを規定しています。

(審査会の設置)

第8条 議長は、前条第5項の規定に基づき審査請求を受理したときは、これを審査するために、議会に境港市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置するものとする。

【解説】

- ・第7条の審査請求が受理されたときに「境港市議会議員政治倫理審査会」を設置することを規定しています。

(審査会の組織)

第9条 審査会は、議員の中から議長が指名する委員3人と識見を有する者の内から議長が委嘱する委員3人をもって組織する。

- 2 委員の任期は、議長に対し当該事案の審査結果の報告を終了したときまでとする。
- 3 議長は、委員に欠員が出た場合、速やかに補充するものとする。
- 4 審査会には、会長及び副会長1人を置く。
- 5 会長及び副会長は、審査会において互選する。
- 6 会長は、審査会を代表し議事その他会務を総理する。
- 7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

【解説】

- ・第8条で定めた「境港市議会議員政治倫理審査会」の組織構成を規定しています。
- ・審査会の委員の指名は、議長が議員の中から指名します。識見を有するものについては、自治会長、弁護士、公認会計士、大学教授等から選出し、議長が委嘱します。
- ・委員の任期は、議長への審査結果報告までとしています。
- ・審査会には、会長と副会長を各1名置くこととし、その選任は、委員の互選によって行うこととしています。
- ・会長は、審査会を代表して議事やその他の会務を取り仕切ります。
- ・副会長は、会長を補佐し、会長が不在等事故があった場合に会長の職務を代理で行うこととしています。

(審査会の会議)

第 10 条 審査会の会議は、会長が招集する。ただし、会長が互選される前に開かれる会議は、議長が招集する。

2 審査会は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

4 審査会の会議は、公開とする。ただし、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを非公開とすることができる。

【解説】

- ・第8条で定めた「境港市議会議員政治倫理審査会」の会議方法について規定しています。
- ・審査会の招集は、審査会の会長が招集すること規定しています。ただし、会長が互選される前に開かれる審査会については、議長が召集することとしています。
- ・審査会の定足数については、境港市議会委員会条例第13条に準じて、委員の過半数の出席がないと開くことができないと規定しています。
- ・審査会の議事の採決については、境港市議会委員会条例第14条に準じて、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、会長の決するところによるものとしています。
- ・会議については、原則公開としていますが、事件の内容によっては、非公開が望ましいことも想定されますので、出席委員の3分の2以上の多数が賛成したときは、非公開にできるよう規定しています。

(審査)

- 第 11 条 審査会は、審査のため必要があると認めるときは、審査を請求された議員（以下「被審査議員」という。）、議員による審査請求代表者又は市民による審査請求代表者（以下「審査請求代表者」という。）、識見を有する者等に対し、その出席を求め、意見若しくは事情を聴取し、又は報告を求めることができる。
- 2 審査会は、審査に当たり、被審査議員が審査会に出席し、又は書面により弁明する機会を設けなければならない。
- 3 被審査議員は、審査会の要求があるときは、審査に必要な資料を提出し、又は審査会に出席して意見を述べなければならない。
- 4 審査会は、審査を付託された日から 60 日以内に審査を終了し、審査の結果を議長に文書をもって報告しなければならない。

【解説】

- ・第 8 条で定めた「境港市議会議員政治倫理審査会」の審査方法及び被審査議員の弁明の機会について規定しています。
- ・審査会が被審査議員や審査請求代表者、有識者などに出席を求め、意見や事情を聴取したり、報告を求めることができることを規定しています。
- ・審査会は、被審査議員に対して弁明の機会を与えなければならないことを規定しています。
- ・審査会の要求に対し、被審査議員は、審査に必要な書類の提出や意見陳述を行わなければならないことを規定しています。
- ・審査会は、議長からの審査付託より 60 日以内に審査を終了し、審査結果を議長に文書をもって報告しなければならないことを規定しています。

(審査結果の通知及び公表)

第 12 条 議長は、前条第 4 項の規定により報告を受けたときは、審査請求代表者及び被審査議員に対し、審査の結果を文書で通知するものとする。

2 被審査議員は、前項の文書を受け取った日から 14 日以内に限り、弁明書を議長に提出することができる。

3 議長は、前項に規定する弁明書の提出を受けた後、又は同項に定める弁明書の提出期間経過後、遅滞なく、第 1 項の審査結果の概要を市民に公表するものとする。この場合において、前項の弁明書の提出があったときは、併せて公表するものとする。

【解説】

- ・ 審査結果の通知及び公表について規定しています。
- ・ 議長は、第 11 条第 4 項の規定により審査会より報告を受けたときは、まず審査請求代表者及び被審査議員に対し、審査の結果を文書で通知しなければならないとしています。
- ・ 被審査議員は、議長から審査会の報告書を受け取った後 14 日以内に限り、弁明書を議長に提出することができることを規定しています。
- ・ 議長は、被審査議員からの弁明書が提出されたら、すみやかにその弁明書とともに審査結果の概要を公表するものとしています。また、被審査議員から弁明書が期限内に提出されなかった場合には、期限後すみやかに審査結果概要を公表するものとしています。

(議会の措置)

第 13 条 議会は、審査会の報告を尊重するものとする。

2 議会は、被審査議員が倫理基準に違反したものと認められるときは、市民の信頼を回復するために必要な措置を講ずるものとする。

3 議長は、前項の措置の内容を市民に公表するものとする。

【解説】

- ・ 審査会の報告の後に議会が行う措置を規定しています。
- ・ 議会は、第一義に審査会の報告を尊重することを明記しています。
- ・ 議会は、被審査議員が倫理基準に違反していると認められるときは、その措置の決定を議会運営委員会に諮り、議会が決定することとしています。
- ・ 議会が決定した措置の内容を市民に公表することとしています。

(守秘義務)

第 14 条 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
その者が委員でなくなった後も同様とする。

【解説】

- ・審査会の委員の守秘義務について委員の任期中はもちろん、その職を退いた後も、職務上知り得た秘密を他にもらしてはならないことを規定しています。

(条例の見直し)

第 15 条 議会は、この条例の施行後適当な時期において、市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

【解説】

- ・この条例の見直しについて規定しています。
- ・見直しについては、市民の意見を多様な方法で収集し、また社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとしています。

(委任)

第 16 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

【解説】

- ・この条例の施行に関し必要な事項を議長に委任し、別に定めるとしています。
審査請求の手続きや書類の様式などを定めます。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 12 月 22 日条例第 32 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 25 日条例第 18 号）

この条例は、公布の日から施行する。